

平成29年第3回熊野町議会定例会

会議録(第2号)

1. 招集年月日 平成29年6月13日

2. 招集の場所 熊野町議会議場

3. 開議年月日 平成29年6月14日

4. 出席議員(15名)

1番 尺田耕平	2番 竹爪憲吾
3番 立花慶三	4番 諏訪本光
5番 沖田ゆかり	6番 片川学
7番 時光良造	8番 民法正則
9番 荒瀧穂積	10番 大瀬戸宏樹
11番 藤本哲智	12番 山野千佳子
14番 中原裕侑	15番 馬上勝登
16番 山吹富邦	

5. 欠席議員(1名)

13番 久保隅逸郎

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	三村裕史
副町長	内田充
教育長	林保
総務部長	岩田秀次
企画担当部長	宗條勲
民生部長	光本一也
建設部長	沖田浩
教育部長	民法勝司
総務部次長	西村隆雄

民生部次長	時光良弘
建設部次長	貞永治夫
建設部技術次長	林武史
教育部次長	横山大治
財務課長	桐木和義
地域振興課長	西岡隆司
企画担当課長	西川伸一郎
税務課長	立花太郎
高齢者支援課長	加島朋代
住民課長	堀野辰夫
子育て・健康推進課長	隼田雅治
生活環境課長	堂森憲治
都市整備課長	穂坂俊彦
上下水道課長	寺垣内栄作
生涯学習課長	藤川千浪
会計課長	光本琴音

7. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	三村伸一
議会事務局書記	永谷望

8. 議事日程(第2号)

開会宣告

- 日程第 1 議案第 29号 熊野町税条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 2 議案第 30号 熊野町民会館空調改修工事請負契約の締結について
- 日程第 3 議案第 31号 熊野町農業委員会委員の任命の同意について(岩井治子)
- 日程第 4 議案第 32号 熊野町農業委員会委員の任命の同意について(原恭博)
- 日程第 5 議案第 33号 熊野町農業委員会委員の任命の同意について(菅尾寛治)
- 日程第 6 議案第 34号 熊野町農業委員会委員の任命の同意について(中須岩登)
- 日程第 7 議案第 35号 熊野町農業委員会委員の任命の同意について(立花宏保)

- 日程第 8 議案第 36号 熊野町農業委員会委員の任命の同意について（中村家隆）
- 日程第 9 議案第 37号 熊野町農業委員会委員の任命の同意について（庄賀深雪）
- 日程第 10 議案第 38号 熊野町農業委員会委員の任命の同意について（伊藤亮造）
- 日程第 11 議案第 39号 熊野町農業委員会委員の任命の同意について（小田原勝好）
- 日程第 12 議案第 40号 熊野町農業委員会委員の任命の同意について（橋川勝則）
- 日程第 13 議案第 41号 平成 29 年度熊野町一般会計補正予算（第 1 号）について

9 . 議事の内容

（開会 9 時 30 分）

議長（山吹） ただいまの出席議員は 15 名です。定足数に達していますので、昨日に引き続き会議を再開します。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。

議長（山吹） これより日程第 1、議案第 29 号、熊野町税条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（三村） 議案第 29 号、熊野町税条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

熊野町税条例の一部を改正する条例につきましては、平成 29 年度の税制改正により、地方税法等の一部を改正する法律が平成 29 年 3 月 31 日に公布、翌日 4 月 1 日に施行されたことに伴う税条例の改正でございます。主な改正内容は、地域決定型地方税制特例措置、いわゆる「わがまち特例」による固定資産税の特例率について規定するものでございます。

詳細につきましては、税務課長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（山吹） 立花税務課長。

税務課長（立花） それでは、熊野町税条例の一部を改正する条例案について、説明を

させていただきます。

平成29年度の地方税制法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴いまして、熊野町税条例の所要の改正を行うものでございます。

それでは、お手元の資料2をごらんください。

まず、2の改正内容(1)保育事業等の用に供する固定資産税に係る課税標準の特例措置につきましては、待機児童解消等、多様な保育の充実を図るため、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育事業や企業主導型保育事業等の用に供する固定資産に対し、地域決定型地方税制特例、いわゆる「わがまち特例」により条例で定められる固定資産税の特例率を、軽減率の高い3分の1といたします。対象資産といたしましては、家庭的、居宅訪問、事業所内保育事業の家屋、償却資産に対しまして、企業主導型保育事業は、土地を加えた同資産となっております。

次の(2)緑地保全・緑化推進法人が設置・管理する市民緑地につきましては、緑地やオープンスペース等の総合的な確保を促進するため、都市緑地法に基づき、一定期間住民の利用に供するために設置・管理される市民緑地のうち、市町村長の認定を受けた計画に基づきまして設置・管理される土地に係る固定資産に、地域決定型地方税制特例、いわゆる「わがまち特例」により条例で定められる特例率を地域的な特性がないために標準の3分の2といたします。

施行期日につきましては、2の改正内容(1)は公布の日といたしまして、(2)都市緑地法等の一部を改正する法律の施行日といたします。

以上でございます。

~~~~~

議長(山吹) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。ありますか。

山野議員。

~~~~~

12番(山野) ちょっとお尋ねしたいんですけども、家庭的保育事業というのはわかるんです。家庭の中で保育所に入れない子供を預かる事業を始めた場合には、その家屋に資産がかからないということ、税がかからないと。居宅訪問型保育事業というのは、これは訪問するのであって、事務所があるから控除されるのかというのが、それをちょっとお聞きしたいと思います。

議長（山吹） 立花税務課長。

税務課長（立花） 居宅訪問型保育事業と申しますのは、例えば障害がおりとかということで、いろんなところの保育的な事業のところに通えない子供たちの保育を実施するところでございます。それに対しまして、わがまち特例、一番高い3分の1の税制をかけていくということでございます。

以上でございます。

議長（山吹） 山野議員。

12番（山野） もう一度お聞きします。例えば障害者があって、家庭的保育、家で訪問型というのは、訪問するヘルパー、あるいは保育士が行くんじゃないんですかね。それともそこに、自分の家に来てもらうということですかね、どういうことですか。

議長（山吹） 立花税務課長。

税務課長（立花） 保育を必要とする子供の居宅のほうに訪問をさせていただくということになると思います。

以上でございます。

議長（山吹） 山野議員。

12番（山野） 訪問するということは、だからその訪問している事業者になるということですよ。ヘルパーを抱えて、そこへ訪問、保育士を派遣する、そういう事業を、事業者に対する控除ということなんですかね。

議長（山吹） 光本民生部長。

民生部長（光本） 居宅訪問型保育事業というのは、いわゆる本来保育所の場合は家庭

的であれ小規模であれ、子供さんを預かるというのが主なんです。これは逆に、保育を必要とする子供さんのお宅に保育士が訪問して、その自宅で見るといふ。しかしながら事業所、事業者としてはこれは届け出をしなければ、事業者として届け出をしなければならぬ。当然、これ要件として事務所も必要です。そういったことで、その届け出をした事業所に対しての固定資産が該当するというふうを考えております。

議長（山吹） ほかにありませんか。中原議員。

14番（中原） 緑地の件ですが、これ熊野町に当てはまるようなところはあるんですかね。

議長（山吹） 穂坂都市整備課長。

都市整備課長（穂坂） 現段階では、この都市緑地に関して緑化重点地区というところが対象になるのでございますけども、まだこの緑化重点地区ということで緑の基本計画の中で定めておりませんので、これから研究をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（山吹） 諏訪本議員。

4番（諏訪本） このたびの、だから改正内容というのは、裏のその次のページに資料のほうで新旧対照表がありますが、だから、新たに加わった事項であるというふうに捉えていいんですか。それに対するまた影響を教えてくださいというふうに思います。

議長（山吹） 岩田総務部長。

総務部長（岩田） まず家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育については、従前は法律のほうに2分の1という基準がございました。今回これを条例化するということで、備考欄に書いてありますように、この枠の範囲内で条例で定めなさいというふうになりました。

企業型保育事業、それと下の緑地保全・緑化推進法人がというものについては、新たに新規で出たものでございます。

議長（山吹） いいですか。諏訪本議員。

4番（諏訪本） ありがとうございます。

影響的なことは、どんなことが影響が考えられるんですか。ちょっと私もこのことに関してちょっとよくわからないんですが、お願いします。

議長（山吹） 光本民生部長。

民生部長（光本） 現在、町内においてはいずれの保育事業、事業者はありません。ということで、現段階では特段の影響はない状況でございます。今後、ただ事業者参入が自由にできますので、その段階でこういった恩恵を得る事業者が出ることは想定はされます。

以上です。

議長（山吹） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって討論を終結します。

これより議案第29号について採決します。本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、議案第29号については、原案のとおり承認されました。

議長（山吹） これより日程第2、議案第30号、熊野町民会館空調改修工事請負契約

の締結についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（三村） 議案第30号、熊野町民会館空調改修工事請負契約の締結につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

熊野町民会館は供用開始から32年が経過し、空調設備の老朽化による故障が頻発しており、講堂、ロビー、集会室の利用に支障が出ていることから、空調設備の改修工事を行うものでございます。この工事の契約締結について、その予定価格が5,000万円を超えるため、議会の議決を求めるものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（山吹） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

片川議員。

6番（片川） 済みません。ちょっとお教えいただきたいんですが、資料3を最初見る前に、ぱっと見たときに2者しか入札に参加されておらん。これにちょっと疑問を持って、予定価格が安いかなと思うたんですね。予定価格を見りゃ、これ4,000万ぐらい、上限あるんですね。それで落札と4,000万違う。この参考見積もりをとった思われて考えることができるんですが、この参考見積もり、予定価格というものは、これは何で4,000万も違うんですか。若干の開きならわかるんですが、見きれてないんですかね。4,000万というのは大きな数字ですね。

議長（山吹） 林建設部技術次長。

建設部技術次長（林） 予定価格でございますけれども、器具、普通に取りつけ費とか、器具の見積もりをとって積算をして予定価格を決めております。その中の器具の見積もりの査定率、またさっきの見積もりに乗じて設計書の中に入れるんですけれども、その価格との差が4,000万ということなんです。空調ですから、機械が大きいものから、その差が出ておるんだと思います。

その査定というのは当然現況を調査して査定率というのを決めるんですけども、なかなか本当の実勢の取引と違う、多少違う場合があります。また、今回の場合は最低制限価格切っておりませんので、許容範囲であるかと思っております。

甘いと言われれば多少は甘かったかもわかりませんが、そのあたりはまだ予算の努力だと思っております。

以上でございます。

議長（山吹） いいですか。

ほかにありませんか。立花議員。

3番（立花） ちょっとお聞きするんですが、前回、浴室業務は廃止するというように聞いたんですけども、この浴室業務は人数が少ないからということをおっしゃいましたが、本来の設置目的がどういうことでされたのかちょっとよくわかりませんが、福祉の向上ということになれば、どなたかやっぱりやめてもらったら困るというような、そういうことは意見はなかったのかどうか。

それから、当然要らないだろうというようなことを決められたんだろうと思いますが、もっと集客という言い方はおかしいんだろうと思うんですが、そういう方法もあってはいいんじゃないかと思いますが、そこらのことはどんなんでしょうか。

議長（山吹） 光本民生部長。

民生部長（光本） 町民会館の風呂の浴室、当初の設置目的でございますが、これ老人福祉センターという国の基準がございます。当初、種別がありまして、町民会館の場合は老人福祉センターということで、国の基準では一番サイズの大きい特A型、特別の特にABCのA、特A型ということで、これは風呂が必置でした。ということで、当時の風呂の必要性についての検討というのがどこまであったかは別としまして、そういった基準にありましたので、風呂を設置したということでございます。

それと、今回廃止をした理由、全協のほうで申し上げましたが、利用者が西部と東部に比べて約3分の1、平均1回当たり10人前後でございます。ということで、経費のほうもかなり膨らんでおりまして、当然、利用料収入も町民会館のお風呂、西部、東部と

も200円、1回200円取っておりますが、人数が3分の1ですから、当然収入は3分の1、経費は逆に古くなっておりますので逆にかかっておる状況でございます。

それと、今回利用者の方にちょっとアンケートをとりました。実際に10人のうち、そのうち二、三人が実は貴船地区、それと新宮地区から来られておる方でございます。これは4日ほどアンケートをとった状況でございますが、ですから10人のうち大体七、八人が東部と西部以外の方ということで、じゃあその七、八人のうちに徒歩で来られている方は、そのうち徒歩で来られている方が二、三人でございます。あとは皆車で来られているということで、その方についてはいわゆる西部と東部のほう、風呂が利用できるということでございます。二、三人の方、徒歩の方については、おでかけ号の利用が可能であるということで、お風呂の、西部については週1日、東部については週2日。今の現在のおでかけ号の運行ダイヤを照らし合わせてみると、週に2回は利用可能であるということで、特に影響を受けられる方についても2回可能ということで、中央のそういった状況を踏まえて、総合的に判断をして廃止というように結論に至ったところでございます。

以上でございます。

~~~~~  
議長（山吹） 藤本議員。

~~~~~  
11番（藤本） この町民会館の冷暖房を改修される、改修というかやられるということはすごくいいことではありますが、動力源がボイラー、重油からガスにかわる。そのときに電気はどうだったんだろうかと。電気の動力を使ってやるということは、ガスと比較して、今後のランニングコストあたりはどの程度違うのかというのは検証はできているのかどうか、そこをちょっと教えてください。

~~~~~  
議長（山吹） 民法教育部長。

~~~~~  
教育部長（民法） 今回、改修いたしますのは講堂とホールが一応ガスで直しまして、集会室のほうは電気ということにしております。こちらのほうもいろいろ試算いたしまして、全部電気でいたしますと、電気量といいますのは一カ月で、すごく高いときがあればそれが1年間かかってくるということがございますので、例えば講堂を利用して冷

暖房を使う、冬場ですとか夏場がピークになりますと、それが基本料金となって1年間かかるということがございますので、講堂を切り離れたほうがランニングコストが安くつくということで、講堂は電気ではなくて重油かガスかということで検討いたしまして、今重油ですともう重油タンクが古くなっているいろいろこちらでも改修も必要ということで、結果的に講堂とホールのほうはガスで、そして集会室のほうはやはりメンテとかよく利用しますので、電気ということで結論を出したところでございます。

以上でございます。

議長（山吹） いいですか。藤本議員。

11番（藤本） これ皆様御存じと思いますが、平成27年4月、環境省ですかね、環境省から大きなエアコンを使っているところ、重油じゃろうが、電気じゃろうが何じゃろうがええんですけど、3カ月に1回の定期点検、目視ではありますけど、する義務があるというふうにうたわれているわけですが、このことはなされてるんですかね、各自で。もちろん7.5キロから50キロワットまではそういう形で3カ月に1回というふうになってるんですが、そこはどのようなふうに点検なりをされてますか。

議長（山吹） 民法教育部長。

教育部長（民法） 電気の点検ということでございますけども、やはり町民会館のほうも電気施設、大きいものがございますので、電気保安協会じゃないんですが、やっぱりそういったところへ1年間委託契約を結んでおりまして、そういった点検のほうは、役場の庁舎もそうなんですけど、そういった委託をして維持管理をしているという状況でございます。

議長（山吹） 藤本議員。

11番（藤本） 僕が聞いたのは、環境省が出した、27年4月に出したフロンガス排出抑制法ですよ。要はエアコンからフロンガスが漏れてないかということのを3カ月に1回は目視でもいいから点検しなさい。容量によっては1年に一度、専門業者を呼んで点

検しなさいと。それがなされてるんかどうかということで、電気を見とるとかいうふう
に聞いた覚えはないんですが、どうですか、それは。

議長（山吹） 林建設部技術次長。

建設部技術次長（林） ちょっと各施設の状況を私が把握してないんですけども、今
回の場合は空調改修で7.5キロワット以上の出力のものが1基つきますので、その件
については今後点検してまいります。今の庁舎のほうの、これ庁舎ですけども、ここ
も7.5キロワット以上ございますので、その分については委託をして、点検をしても
らっているというのを聞いております。

以上でございます。

議長（山吹） いいですか。藤本議員。

11番（藤本） わかりました。委託して点検されてるんだったら法律違反にならない
んで、それはそれで結構ですけど。

要は、ちょっと勉強したわけでも何でもありません、人から聞いた話で申しわけないん
ですが、フロンガスが結局はオゾン層を破壊するということで、1995年に製造をや
めましょうという方針ができた。そして、代替フロンがやはり2020年にはもう製造
をやめようということになれば、そこから先は自然冷媒しかないということで、自然冷
媒を使えばどうなのかといえ、オゾン層の破壊は確実になくなる、それから温暖化も
なくなるということなんです、自然冷媒を使うことによって電気料金が場合によっ
ては4割ぐらい下がるというふうな実験結果も出てます。ということは、今の庁舎とか、
要はこの公がやってる施設の中で冷媒を自然冷媒にかえることによって電気代がぐんと
下がるのであれば、きのうから出てるランニングコストという部分で、大瀬戸議員が質
問されましたけど、その部分がほっといても下がるのではなからうかと。

要はガスの入れかえとか、そういうことをお考えいただければ、まして自然冷媒であ
ればもし漏れたとしても一切合切オゾンにも、温暖化にも影響しないもんですから、そ
れはぜひとも検証して考えていただければ、一時の費用はかかりますけど、トータル的
なランニングコストは下がってくると思いますので、ぜひとも検討していただきたいと

と思いますが、どうでしょうか。

議長（山吹） 林建設部技術次長。

建設部技術次長（林） 済みません。新しいものについては、今の冷媒、これも最新のものが入っておりますが、ちょっと古いものについては、ちょっと調査をしてみないとわかりませんが、ちょっと考えてまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（山吹） いいですか。

中原議員。

14番（中原） この講堂やら研修室ね、よう使われると思うんですが、そのために3月いっぱいかな、いっぱいとってらっしゃるんじゃないと思うんですが、その使う、どういふかね、工事をする期間を決めて、使うときにはこれからここまでは使われませんよというような形で公告するというか、そういうことはされるんですかね。

議長（山吹） 藤川生涯学習課長。

生涯学習課長（藤川） 館の工事でございますので、集会室でいいますと冷房等を使わない時期に行いまして、部屋自体の使用はできます。それから、講堂でございますけども、講堂のほうにつきましては、2月、3月に工事をするんですけども、そのときにはもう重油のほうを切っておりますので、暖房が使えないため、この春に、2月、3月に予定をされてる団体につきましては、理由のほうを説明いたしまして、1月に使用していただく、2月の工事が始まるまでに使用していただくというふうに了解をいただいております。

以上でございます。

議長（山吹） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって討論を終結します。

これより議案第30号について採決します。本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、議案第30号については、原案のとおり承認されました。

議長（山吹） お諮りします。これより日程第3、議案第31号から、日程第12、議案第40号までの熊野町農業委員会委員の任命の同意についてを一括議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、日程第3、議案第31号から、日程第12、議案第40号までを一括議題とすることに決定しました。

議長（山吹） これより日程第3、議案第31号から、日程第12、議案第40号までを一括議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（三村） 議案第31号から議案第40号までの、熊野町農業委員会委員の任命の同意についてにつきまして、提案理由を御説明申し上げます。

農業の担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の発生防止やその解消、新規農業者の参入促進など、農地利用の最適化の推進を目的に、改正農業委員会等に関する法律が平成28年4月1日から施行され、農業委員について、従来の選挙制から議会の同意を要件とする任命制に大きく変更が行われました。今回、御審議いただく議案は、現在の農業委員の任期が7月19日で満了することに伴い、新たな委員を任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

まず、岩井治子氏につきましては、農業委員会等に関する法律第8条第6項において、「農業委員の任命にあたっては農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならない」と定められておりますことから、農業経験はございませんが、長く女性会地区支部長として御活躍されており、中立的な立場から農業委員の職務を適切に行うことができる方であると考え、任命しようとするものでございます。

続きまして、原恭博氏、菅尾寛治氏、中須岩登氏、立花宏保氏、中村家隆氏、庄賀深雪氏、伊藤亮造氏、小田原勝好氏、橋川勝則氏につきましては、農業に関する識見を有しており、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる適任者として考え、任命しようとするものでございます。

御審議の上、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

議長（山吹） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。諏訪本議員。

4番（諏訪本） 一つ、地区の町内の地区のバランスとといいますか、さっと見たんですが、割合満遍なくいってるかなとも思うんですが、地区割のバランスはいいのかなということが一つ気になっております。

それから、もう1点、最適化推進委員につきましては、この前聞いたのは10人の農業委員と4人の最適化推進委員という話がありましたが、最適化推進委員のほうはどのようなになってるかなということがちょっと気になりましたので、お聞きしたいと思えます。

議長（山吹） 穂坂都市整備課長。

都市整備課長（穂坂） 議員御質問の地区のバランスということでございますけども、今回、立候補いただいた、公募、推薦いただいた方の地区のバランスという、10人ということですので、出られてない地区もございますけども、ほぼ満遍なく地区的からは出られていると考えております。

それと、もう1点、最適化推進委員さんのことなんでございますけども、これも農業委員さんと同じく、最初4月3日から5月1日までの募集ということでかけさせていただいたところなんですけども、それでちょっと定数、4人に達しなかったということで、5月9日から5月17日にかけて、町の掲示板でありますとか、町のホームページによって応募をかけさせていただいたところでございますけども、それをもってしても応募、推薦等がございませんでしたので、再々度ということで、6月1日から6月8日までということで再々募集をかけさせていただきました。その結果、2の方が応募されたということで、農地最適化推進委員につきましても、定数の4人というものは今現在満たしているところでございます。

以上でございます。

議長（山吹） 諏訪本議員。

4番（諏訪本） きのうのお話からしますと、最適化推進委員の役割と申しますか、重要だと思いますので、一つよろしくお願ひしたいと思ひますが。これはまた別個議会を開いて承認するということになるのでしょうか。

議長（山吹） 沖田建設部長。

建設部長（沖田） 最適化推進委員さんの任命の件でございますが、最適化推進委員さんにつきましては農業委員会が任命するという事になってございますので、こちらの町議会のほうに諮ることはございません。

以上でございます。

議長（山吹） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって討論を終結します。

これより議案第31号について採決します。本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山吹) 異議なしと認めます。よって、議案第31号については、原案のとおり同意することに決定しました。

続いて、議案第32号について採決します。本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山吹) 異議なしと認めます。よって、議案第32号については、原案のとおり同意することに決定しました。

続いて、議案第33号について採決します。本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山吹) 異議なしと認めます。よって、議案第33号については、原案のとおり同意することに決定しました。

続いて、議案第34号について採決します。本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山吹) 異議なしと認めます。よって、議案第34号については、原案のとおり同意することに決定しました。

続いて、議案第35号について採決します。本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山吹) 異議なしと認めます。よって、議案第35号については、原案のとおり同意することに決定しました。

続いて、議案第36号について採決します。本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山吹) 異議なしと認めます。よって、議案第36号については、原案のとおり同意することに決定しました。

続いて、議案第37号について採決します。本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山吹) 異議なしと認めます。よって、議案第37号については、原案のとおり同意することに決定しました。

続いて、議案第38号について採決します。本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山吹) 異議なしと認めます。よって、議案第38号については、原案のとおり同意することに決定しました。

続いて、議案第39号について採決します。本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山吹) 異議なしと認めます。よって、議案第39号については、原案のとおり同意することに決定しました。

続いて、議案第40号について採決します。本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山吹) 異議なしと認めます。よって、議案第40号については、原案のとおり同意することに決定しました。

~~~~~

議長(山吹) これより日程第13、議案第41号、平成29年度熊野町一般会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~

町長(三村) 議案第41号、平成29年度熊野町一般会計補正予算(第1号)案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ794万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を81億1,487万1,000円とするものでございます。

まず、歳入予算について御説明いたします。

8ページをお開きください。

13款 国庫支出金の2項 国庫補助金では、民生費補助金において、母子家庭等対策総合支援事業補助金143万2,000円、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金232万円の増額でございます。

次に、17款 繰入金の2項 基金繰入金では、事業費の増加に伴い、財政調整基金繰入金245万9,000円を増額するものでございます。

続きまして、19款 諸収入の5項 雑入では、臨時職員等社会保険料納付金173万円の増額でございます。

続きまして、歳出予算について御説明いたします。

10ページをお開きください。

3款 民生費の1項 社会福祉費では、地域介護・福祉空間整備等施設整備事業において、消防法施行令の改正に伴い設置が義務づけられた、小規模多機能型居宅介護支援事業所のスプリンクラー設備に必要な消火ポンプユニットの設置に要する経費、232万円を増額するものでございます。

次に、3項 児童福祉費では、母子家庭等自立支援事業において、高等技能訓練促進費の対象者の増等により191万円を増額するものでございます。

続きまして、9款 教育費では、厚生年金保険及び健康保険の短時間労働者への適用拡大により、社会保険の対象者が増となったことに伴い、1項 教育総務費で83万5,000円、12ページの2項 小学校費で65万9,000円、3項 中学校費で221万7,000円をそれぞれ増額するものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~

議長（山吹） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。沖田議員。

~~~~~

5番（沖田） 教育費なんですけれども、この第一小学校と熊野中学校に介助員を増とということなんですけれども、これは支援学級の生徒数がふえたものなのか、生徒数ではなくて、支援級の生徒の障害の区分、今までなかった生徒さんが入学されたのかといったことを詳しく教えてください。

~~~~~

議長（山吹） 横山教育部次長。

~~~~~  
教育部次長（横山） これは国が進めておりました社会保障改革によりまして、短時間労働者への社会保険の適用拡大を図るということでございます。平成28年10月1日からは、民間企業のほうでは次の要件を満たす場合には社会保険が適用になるということがございました。その要件と申しますのが、勤務時間が週20時間以上であること、月額賃金が8万8,000円以上であること、勤務期間が1年以上の見込みがあること、また学生ではないこと、そして501人以上の企業、この全てを満たす場合は社会保険が昨年10月1日から適用となっております。

その後、平成29年4月からは、ただいま申し上げました要件のうち500人以下の企業におきましても、労使の合意があれば社会保険が適用されると、加入できるということになりました。そのときあわせて、国、地方公共団体もその規模にかかわらず適用になるということが確定したものでございます。

そうした中で、今年度、学校に勤務をしていただくことになりました介助員を初め、配慮児童支援員でありますとか、非常勤講師など、8名の方がこのたびこの適用となったということでございます。特別支援学級の生徒がふえたということでの計上というものではございません。

以上でございます。

~~~~~  
議長（山吹） いいですか。

ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって討論を終結します。

これより議案第41号について採決します。本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、議案第41号については、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

ここでお諮りします。本日はこれをもって散会とし、委員会審査のため、6月15日から27日までの間休会とし、6月28日午前9時半から会議を開くことにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山吹) 異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会とし、6月15日から27日までの間休会とし、6月28日午前9時30分から会議を開くことに決定しました。

本日はこれにて散会といたします。

お疲れさまでございました。

(散会 10時17分)